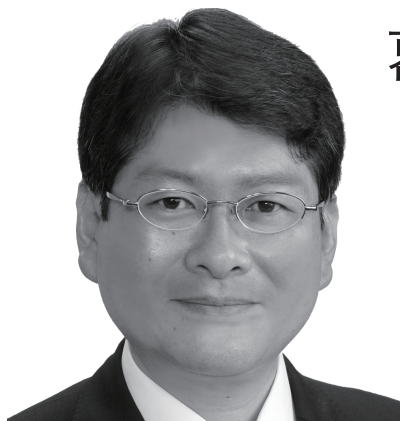


区議会レポート

54号



葛飾区議会議員

かわごえ誠一

本号の内容

表面：タウンミーティングのご案内

裏面：当初予算案 / 学習会報告

2019年3月13日発行

発行

かつしか区民連合

【区議会控室】 〒124-0012

東京都葛飾区立石 5-13-1

電話 03-3695-1111 (代)

f a x 03-3697-0137

区議会第一回定例会開催中

2月18日から3月28日の期間で平成31年区議会第一回定例会が開催中です。今定例会では平成31年度当初予算1,961億5千万円が上程され、予算審査特別委員会にて審議されました。また、2月26日には中間本会議が開かれ、かわごえ誠一がかつしか区民連合幹事長として代表質問に立ちました。代表質問と予算審査特別委員会の質問項目等は次号以降でご報告させていただきます。



かわごえ誠一ミニタウンミーティングのご案内

テーマ：隣りの町での国際交流 (仮題)

隣人としてエチオピアコミュニティの活動を知る・他

と き：平成31年4月23日(火) 19:00～ 開場 18:45

会 場：かつしかシンフォニーヒルズ 別館2階 メヌエット 葛飾区立石6-33-1

連絡先 e-mail: info@kawagoeseiichi.com ※会場の都合上事前にご連絡いただくと幸いです。

講 師：「アディアベバ・エチオピア協会」(葛飾区で地域とエチオピア人との交流など活動中) 他

◆入管法の改正に伴い、外国から日本に来られる方が増えることが予想されます。しかし、それ以前から既に日本に住まい、地域と交流を重ねている方々もいらっしゃいます。この葛飾区は都内でもエチオピアの方が多く住む地域と言われています。ここではコミュニティを作りながら閉じることなく、隣人として地域と良好な関係を築きたいとの願いを持っているとうかがっています。今回エチオピアコミュニティのお話をうかがい、私たちが外国の方と良い関係をつくるためにできることを考えたいと思います。同時に区内で活動中の日本語ボランティア等の活動の情報提供も予定しています。ふるってご参加下さい。

かわごえ誠一連絡先

〒124-0012 葛飾区立石8-47-18

携帯電話 090-2932-7315

e-mail: info@kawagoeseiichi.com

かわごえ誠一オフィシャルサイト

www.kawagoeseiichi.com

日々の活動はFacebookをご覧ください。

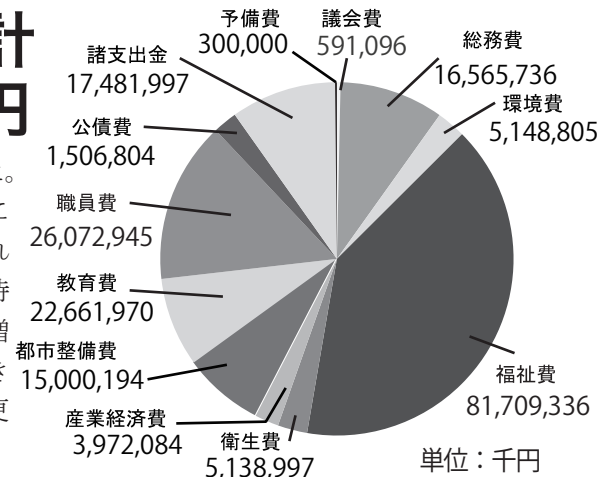
かわごえ誠一プロフィール

●昭和38年3月川崎市生まれ ●東海大学第二工学部建設工学科卒 ●立石在住30年 ●一男二女の父親 ●保育園/学童保育クラブ父母会、小中学校PTA、おやじの会、図書館友の会、子育てネットワーク、三番瀬保全活動などに携わる ●元東京工業大学附属科学技術高校非常勤講師 ●本田消防団第四分団員 ●葛飾区ボッチャ協会会長 ●前都議会議員伊藤まさき秘書を経て平成25年区議会議員選挙で初当選・平成29年二期目当選 ●かつしか区民連合幹事長 ●現在所属：議会運営委員会／総務委員会／地域活性化対策特別委員会

平成 31 年葛飾区議会第一回定例会 報告

平成 31 年度 葛飾区一般会計 当初予算案 1,961 億 5,000 万円

今定例会に平成 31 年度当初予算 1,961 億 5 千万円が計上されました。これは前年度より 2.9% 増の過去最大の予算規模となります。背景には納税義務者数の増や、好況による特別区交付金の増などが上げられます。歳出として災害対策、待機児童対策、がん対策、道路橋梁維持管理、小中学校改築などが増額されています。今後、消費税の税率増や法人住民税の一部国税化などが予定されており、本区の財源に大きな影響があると予想されています。そのような事態も想定し、今後更に健全な財政運営が進められるようにチェックをしてまいります。



かわごえ誠一 タウンミーティング報告

去る 1 月 31 日にタウンミーティングを開催したところ、荒天にも関わらず多くの方にご参加いただき感謝申し上げます。今回は講師として NPO 法人情報公開クリアリングハウス理事長の三木由季子さんをお招きし「公文書“コウブンショ”って何？～国民の財産・公文書について知ろう」をテーマに講演をいただきました。

この数年、国会では公文書に関する問題が議論されています。自衛隊南スーダン PKO 日報問題や森友・加計学園問題、統計不正問題など全て公文書管理のあり方に関わっているものです。

行政としての公平性・継続性を保つために、決定過程や記録は全て文書で残し、組織としての活動の証拠とする「文書主義」が取られています。また、行政＝自治体は税金を集め、事業を行っていますが、その仕事を委ねるために選挙で首長や議員を選んでいます。その選挙を機能させ、仕事に責任を持たせ、民主主義を機能させるためにも住民がチェックできる記録が大切になります。



タウンミーティングの会場のワンシーン

その文書を記録・保存していくためにもルール化が必要です。国では平成 21 年に公文書管理法を制定し、方針を示していますが、地方自治体は努力規程のみとなっています。公文書公文書管理



司会するかわごえ誠一

条例制定済みの自治体は 2017 年 10 月 1 日現在で 21 団体のみで公文書管理の条例化は進んでいません。

葛飾区も含めて、文書管理は行政内部の取り決めで定められている事例が多数ですが、それは住民代表である議会がチェックが入らないものです。文書の何を残すのか、どのように整理・ファイリングするのか、保存期間はどのように設定するのかなど、その過程も含めて透明化する必要があります。

また、先般葛飾区の旧町名から現在の町名への変更の過程を調べようとした時に、その経過の資料が見つからないという状況が起きました。これは歴史的公文書の指定がされなかったため、通常の保存年限で破棄された可能性が高いと考えています。このように街の歴史を残すために基準を定め、管理をする必要があります。

講師の三木さんから、文書管理のルールの透明性と義務を明確にし、区民との「約束」としても条例化は重要だ、と指摘いただきました。今回、改めて公文書の重要性を確認させていただきました。今後、葛飾区においても公文書の管理についての条例化を進めていきたいと思ひます。